



浅岸地区 住居表示 住民説明会

盛岡市総務部管財課

住民説明会について

■ 開催の目的

浅岸自治会様から住居表示実施のご要望をいただいたことから、地域住民の方の意向を確認するため、住居表示制度及び事業の概要について、実施検討区域の皆様へご説明し、意見交換を行うものです。

■ 開催日程

開催年月日	開催時刻	会場
令和5年11月17日（金）	午後7時00分～8時30分	盛岡市浅岸2丁目18番45号 浅岸公民館
令和5年11月18日（土）	午前10時00分～11時30分	

<本日の内容>

①住民説明会開催の経緯

②住居表示制度の説明

- ・住居表示とは何か。メリット・デメリットは。

③浅岸地区における住居表示実施の説明

- ・どのような町名にするのか。今後のスケジュールは。

④質疑応答

- ・市からの説明に対して、参加者からご意見を伺います。

⑤アンケートの実施

1 住民説明会開催の経緯

(1) 浅岸地区住居表示の実施（平成20年2月）

浅岸地区区画整理事業区域を対象に住居表示を実施。

- ・ 実施区域面積：39.00ha
- ・ 町新設：浅岸一丁目～浅岸三丁目

新設する町名	新設する町(ちょう)の区域に編入する現行の町(ちょう)又は字(あざ)の区域
浅岸一丁目	東桜山の一部、加賀野字桜山の一部、浅岸字大塚の一部、浅岸字中道の一部、浅岸字前野の一部
浅岸二丁目	浅岸字大塚の一部、浅岸字中道の一部、浅岸字前野の一部、浅岸字上村の一部、浅岸字柿木平の一部
浅岸三丁目	浅岸字前野の一部、浅岸字稻久保の一部、浅岸字向田の一部、浅岸字堰根の一部、浅岸字上村の一部、浅岸字柿木平の一部

<平成18年7月25日開催の住民説明会における質疑応答>

Q 区画整理事業区域内に限定して、住居表示を実施するのか。

- A・主要道路や河川などの恒久的な施設等により、町の区域や街区等を区割りするため、今回、**街として完成する区画整理事業区域内について実施したい。**
- ・中津川対岸においても、民間宅地造成が行われているが、未だ開発途上であり、実施区域の範囲が明確ではない。
 - ・**先行した住居表示の実施は、将来支障をきたす可能性があり、再整備が必要となるケースもある。**

(2) 浅岸自治会から要望書提出（平成29年5月）

「橋場、二ツ森地区を新たに四丁目に住居表示し、堰根、向田、稲久保を三丁目に編入」を要望。

<要望理由>

- ・ 橋場、二ツ森地区は住宅化が進み、**家屋の新築が増加し、地番等が複雑化。**
- ・ 内部からも外部からも**家を探す場合に苦慮**し、自治会としても地域住民サービスの一環として取り上げた。

<要望に対する市の回答>

- ・「現在の地番による住居の表示により来たしているご不便の度合いなどについて、**地域の皆様のお考えを伺いながら**進めていくことが重要」。
- ・「貴町内会の皆様と意見交換を行いながら、住居表示の実施について、御相談してまいります。」



浅岸自治会様から改めての要望（令和5年5月）



地域住民の方の意向を確認するため、説明会を開催。

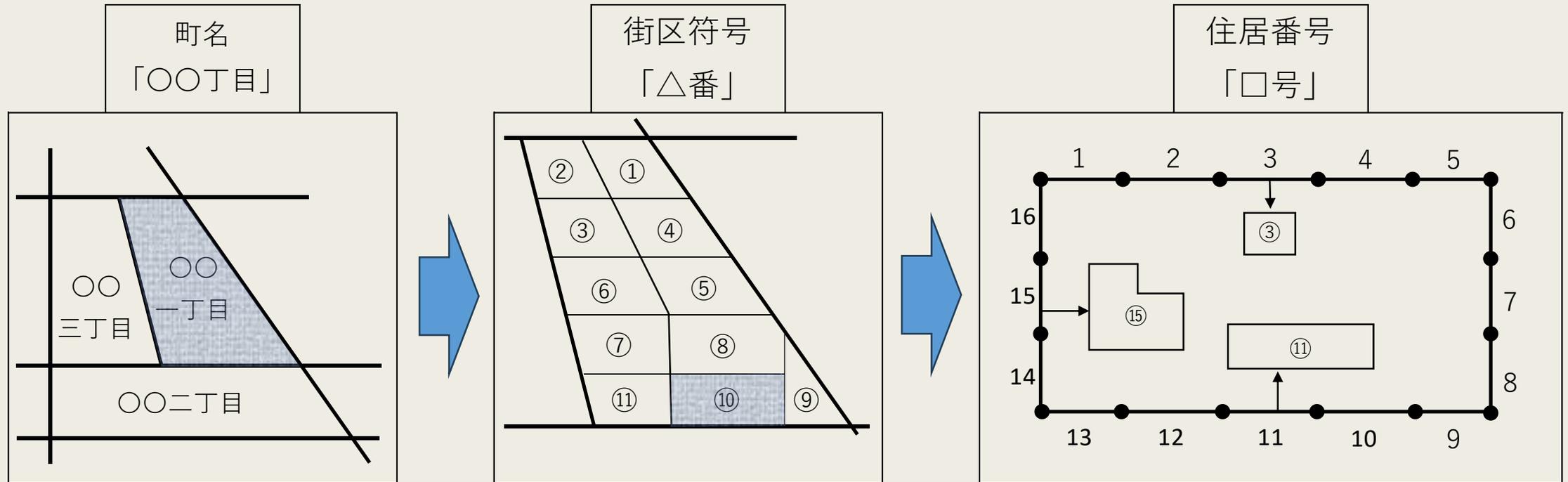
2 住居表示とは

住居表示とは、規則的に付けた「**街区符号**」及び「**住居番号**」により、**建物ごと**に異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

住居表示の実施により、住所の表し方が変わります。

実施前 【地番】	盛岡市	<u>旧町字〇〇</u> [字名]	<u>123番地45</u> [地番]	
実施後 【住居表示】	盛岡市	<u>新町名</u> [町名]	<u>6番</u> [街区符号]	<u>7号</u> [住居番号]

(1) 住居表示の仕組み



- 広い町の区域を主要な道路等で丁目を割り、丁目をさらに地域の道路等で街区に割り、街区の周りに振った番号で住居表示を決めていきます。

(2) 盛岡市の住居表示

- ・ 制度としては、地番を用いた住所がわかりにくい（場所の特定がしづらい）ことから、「住居表示に関する法律」が昭和37年に制定。
- ・ 盛岡市では昭和38年から市内の市街地（区画整理による開発区域や市街化区域）を対象として実施してきた。
- ・ 市街地に対して行われる事業のため、市街化が抑制される地域（市街化調整区域）には実施していない。

(3) 住居表示実施率

令和5年4月1日現在

盛岡市市街化区域面積 52.66km²

住居表示実施区域面積 42.00km²

実施率 79.75%

新設町数 232

消滅町字数245

(4) 直近の住居表示

年度	実施地区	備考
平成19年度	浅岸地区	[町新設] 浅岸一丁目～三丁目
平成22年度	盛岡南地区 (第1次)	[町編入] 本宮二丁目～四丁目 [町新設] 本宮五丁目～六丁目
平成23年度	盛岡南地区 (第2次)	[町編入] 西仙北二丁目、 向中野一丁目～二丁目 [町新設] 本宮七丁目、向中野三丁目 ～五丁目、北飯岡一丁目
平成24年度	盛岡南地区 (第3次)	[町新設] 向中野六～七丁目、 北飯岡二丁目～四丁目

3 住居表示と地番の違い

地 番

○地番は**土地**につけるもの

- 特徴→土地ごとに地番がつく
土地を分割するときには分筆。
合体させるときには合筆。
分筆や合筆により並び方に規則性がない。

⇒地番を住所に使用しているため、規則性がない住所になっている。

住居表示

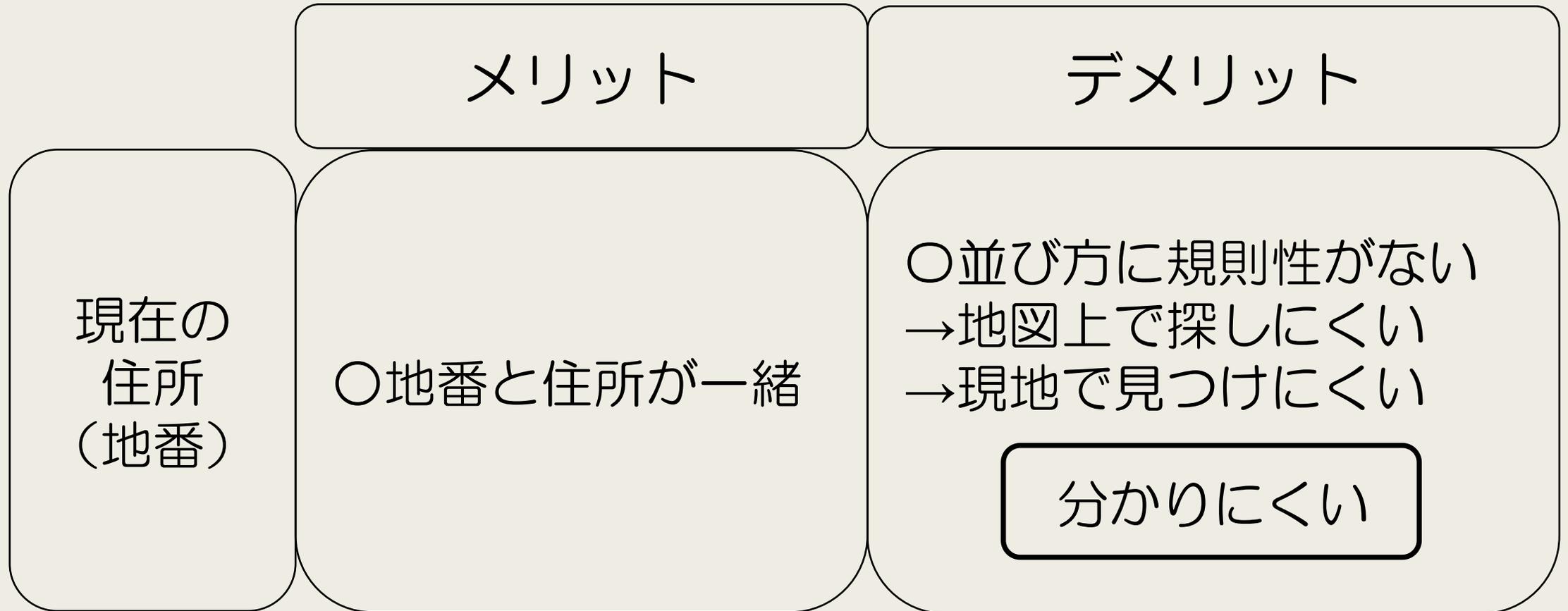
○住居表示は**建物**につけるもの

- 特徴→町名、街区符号、住居番号の3段階で建物を特定。
右回りかつ等間隔に住居番号が付く。
住所専用の番号。

⇒住居表示実施によって住所の並びが規則的に整理される。

⇒訪問者が目的地を探しやすくなるほか、緊急車両の到着が早くなるなどの効果が期待できる。

4 住居表示のメリット・デメリット



メリット

デメリット

住居
表示

- 並び方に規則性がある
- 地図上で探しやすい
- 現地で見つけやすい
- 分かりやすい**
- 街としてのイメージ
アップ

- 地番と住所が不一致
- 愛着のある町名が変わる
- 住所変更の手続きが必要

5 町の区域と名称について

(1) 町の区域

複雑に入り組んだりしないように、道路、河川、鉄道などの恒久的な施設によって、わかりやすく区画します。

規模は、概ね90,000m²（500～900戸程度）

(2) 町の名称

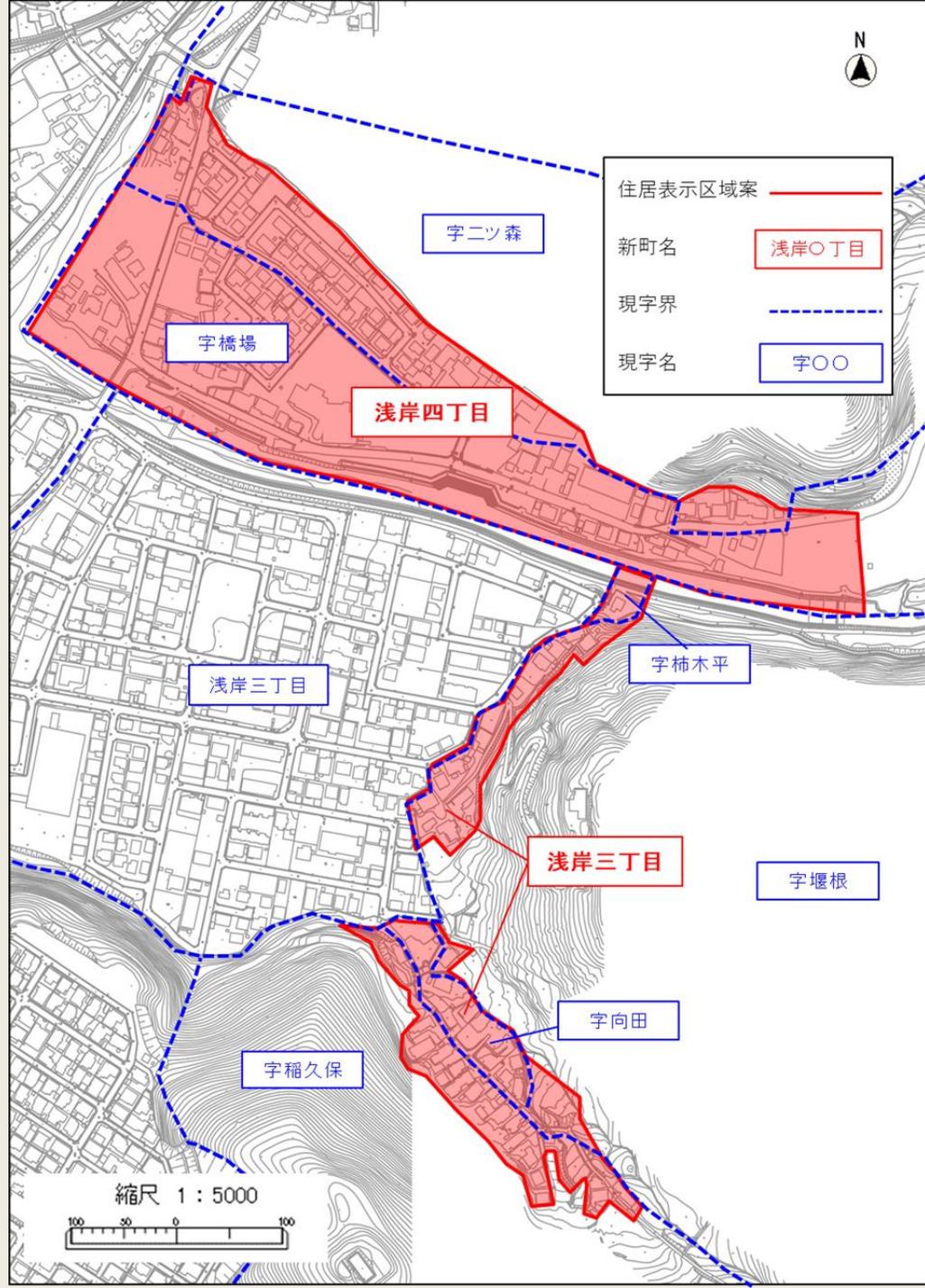
- 地域の歴史、伝統、文化を考慮して、できるだけ従来の名称を尊重して名付けます。
- 市内を通じて類似の町名は避け、新たな名称を付ける場合はできるだけ読みやすく簡明なものとし、「字」の呼称は用いないこととします。
- 一定の区域でコミュニティが形成されている場合や地形が連続している場合などは、その区域の名称に、**方角**や**「丁目」**を付けた町名にします。
- 「丁目」の数は、おおむね五丁目程度とし、その配列は、市の中心（**盛岡城跡公園**）に近い町を起点とします。
なお、「丁目」の数字は、漢字で表示し、「丁目」の2文字は、省略しません。

6 町内会・ごみ収集

- ・町内会については自主組織であること、町内会・自治会ごとの歴史や繋がりから、住居表示の実施で町内会区域が直接変わるということはありません。再編するのか、そのままか等、住民の皆さんで検討が必要になります。
- ・ごみ収集について、収集日等、町名・町内会単位で定めており住居表示実施後、見直しの可能性がございます。

7 実施区域（素案）

※住居表示を実施する場合の素案を示したものです。



(1) 町割り

- ・実施区域は、浅岸字二ツ森、字橋場、字堰根及び字稻久保の一部、字柿木平、向田の全部となります。（市街化区域及び市街化調整区域の一部）
- ・中津川を挟んで北側に浅岸四丁目を新設。南側の区域は浅岸三丁目に編入を想定しています。

(2) 町名

- ・「浅岸三丁目」
- ・「浅岸四丁目」（新設）

平成19年度に実施した住居表示による町名（浅岸一丁目～三丁目）の流れに続くように設定。

8 住居表示の実施に伴う諸手続き

代表的な手続きの一覧は、別紙のとおりです。

<よくある質問>

①郵便局への住所変更手続きは必要か。

→郵便物のお届けについての手続きは不要です。ゆうちょ銀行（郵便貯金）、かんぽ生命（簡易保険）の住所変更の手続きに関しては、お近くの郵便局へお問い合わせください。

②金融機関への住所変更は、市で行うのか。

→市では個人の銀行口座開設の状況を把握できないこと、また個人情報取り扱いの観点からも、市で対応することはできず、個々人での手続きが必要です。（生命保険や携帯電話の契約についても同様です。）

③事業者のゴム印や封筒宛名変更費用はどうか。

→各事業者様の負担となります。

住所変更に伴いかかった費用の税控除については、税務署へお問い合わせください。

④住所変更登記の費用は市で負担いただけるのか。

→ご自身で手続きを行う場合には、市の発行する「**住居表示変更証明書**」を使用することで登録免許税は無料となります。ただし、司法書士に依頼する場合の手数料は、個人負担となります。

なお、ご自身での住所変更が必要なのは、登記簿の権利部の所有者住所となり、土地建物の所在地を表す表題部の町名は、市からの依頼で法務局が変更します。

登記簿（全部事項証明書）例

盛岡市浅岸四丁目123-4			全部事項証明書		(土地)
表題部	(土地の表示)	調整	余白	不動産番号	098700000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白	法務局で書き換えるので 手続きは不要です。	
所在	盛岡市浅岸字橋場			余白	
	盛岡市浅岸四丁目			令和〇年〇月〇日変更 令和〇年〇月〇日変更	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付（登記の日付）		
123番4	宅地	439 00	不詳 〔平成30年10月29日〕		
権利部（甲区）（所有権に関する事項）					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権保存	平成30年10月30日 第123号	所有者 盛岡市浅岸字橋場123番地の4 盛岡 太郎		

地番の変更はありません。

所有者等の住所変更
手続きが必要です。

9 今後の予定

地域住民の皆さまの合意形成が図られた場合に住居表示を実施します。

年度	時期	内容
令和5年度	11月	住民説明会の開催（事業概要、実施案（町割り、町名））
	12月～	関係機関への事前協議、町内会打合せ等
令和6年度	8月	住居表示整備審議会の開催（実施案の諮問・答申）
	9月～10月	実施案の公示
	12月	市議会の議決（住居表示の実施）
令和7年度	6月	〃（関係条例の改正）
	7月～8月	住民説明会の開催（住所変更手続き）
	9月	住居表示の実施

※他地区の事業の進捗、予算の状況に合わせて調整を要する場合があります。



ご清聴ありがとうございました。